

収賄被疑事件

被疑者

通告書

2025年6月24日

警察本部 本部長 殿

警察本部 刑事部捜査第二課 課長 殿

警察本部 担当刑事 殿

弁護士 高山

弁護士 高瀬 雅

当職らは、被疑者氏の弁護士として、以下のとおり通告します。

氏は、今後一切、警察官の取調べを受けることを拒否します。これは憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは黙秘権侵害にほかならず、違憲違法な措置です。

氏を取調べに呼び出さないでください。氏の取調べをしないでください。

以上

地方検察庁 担当検事 殿

県警察本部 担当刑事 殿

通告書

私は黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください。

2025年 6月 24日

被疑者

以上

収賄被疑事件

被疑者

通告書

2025年6月24日

警察署 署長 殿

警察署 留置管理課 課長 殿

弁護士 高山

殿

弁護士 高瀬 雅

当職らは、被疑者氏の弁護人として、以下のとおり通告します。

氏は、今後一切の取調べを受けることを拒否します。これは憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは黙秘権侵害にほかならず、違憲違法な措置です。

取調べのために氏を房から出さないでください。房から出るように氏を説得しないでください。

氏が房から出ないことを理由に、氏に不利益な処遇をしないでください。

以上

地方検察庁 担当検事 殿

警察本部 担当刑事 殿

通告書

私は黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください。

2025年 6月 24日

被疑者

以上

収賄被疑事件

被疑者

通告書

2025年6月24日

地方検察庁 検察官検事 殿

弁護人 高山

弁護人 高瀬 雅

当職らは、被疑者氏の弁護人として、以下のとおり通告します。

氏は、今後一切、検察官の取調べを受けることを拒否します。これは憲法38条1項及び刑事訴訟法198条1項が保障する黙秘権に基づく正当な権利行使であり、この通告を無視して取調べを強行することは黙秘権侵害にほかならず、違憲違法な措置です。

氏を取調べのために地方検察庁に呼び出さないでください。警察署に赴いて、氏の取調べをしないでください。

以上

■■■■地方検察庁 担当検事 殿

■■■■警察本部 担当刑事 殿

通告書

私は黙秘権を行使しますので、取調べをしないでください。

2025年 6月 24日

被疑者

以上